

令和7年度 いじめ防止基本方針

長崎県立小浜高等学校

1 目指す生徒像

<育てたい生徒像>

- (1) 思いやりの心を育み、何事にも感謝の気持ちを持って取り組む「誠実な人」
- (2) 郷土を愛する心を培い、地域社会の信頼に応える「誠実な人」

<重点目標>

- (1) 基本的生活習慣の確立と規律・秩序の遵守を通じて、公共心のある生徒を育成する。
- (2) 習熟度別学習や少人数授業を实践し、個々の有する能力の伸長を図る。
- (3) 進路講演や職場体験等を通し、正しい職業観や勤労観の育成を図る。
- (4) 地域や学校行事に積極的に参加させることにより郷土愛や愛校心を育成する。

2 いじめ対策委員会

(1) 目的

- ・いじめ防止等について組織的・積極的に対応する。

定義：「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 構成

- ・教頭、生徒支援部主任、副主任2名、教育相談担当職員1名、教務部主任、学年主任、生徒会主任、養護教諭、該当担任、（PTA会長、スクールカウンセラー）

(3) 業務内容

- ① いじめの防止への取組
- ② いじめの早期発見
- ③ いじめへの対処
- ④ 地域、関係機関との連携

3 いじめの防止への取組

(1) 校内指導体制の確立

- ・いじめの重大性を認識し、校長を中心とした全教職員で指導にあたる。

(2) 教職員の指導力の向上

- ・「いじめ対策ハンドブック」や「いじめのない学校・学級づくり実践資料集」等の活用による職員研修を実施し、日頃からアンテナを高く保つように努める。

(3) 人権意識と生命尊重の態度育成

- ・人権教育を通して互いの心の痛みがわかる生徒を育成する。

(4) 道徳的実践力を培う道徳教育の充実

- ・「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等と連動した道徳教育を実施する。

(5) 生徒会活動によるいじめ防止の取組

- ・生徒による「いじめ撲滅宣言」を宣誓する。
- ・パソコン、スマートフォンの正しい利用についての生徒への講話を実施する。

(6) ボランティア活動を通した思いやりの心の育成

- ・地域清掃活動や募金活動等を通して思いやりの心を養う。

(7) 保護者による取組

- ・常日頃から、いじめは悪いこと、どんなに小さなことでも相手が嫌がることは絶対にしてはいけないと話をする。
- ・子どもの少しの変化も見逃さないという関心を持ち、日頃の子どもの様子をよく観察する。
- ・何でも話せる家族関係を作る。

4 いじめの早期発見

(1) 定期的なアンケート調査や個人面談の実施

- ・「困っていること調査」を実施する。
- ・性格検査等の各種検査結果を活用する。
- ・担任を中心とした個人面談を実施する。

(2) 職員による観察力や情報交換

- ・職員研修等によりいじめの観察力や対応力の向上を図る。
- ・学年会等による情報共有に努める。

(3) 教育相談体制の整備

- ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーとの連携を図る。

(4) 相談機関等の周知

- ・外部相談機関を周知し、必要に応じて連携を図る。

(5) 保護者による取組

- ・子どもからのいつもと違う小さなサインにも気付き、声をかける。
- ・子どもからのちょっとした関わりにも反応する癖を持つ。

5 いじめへの対処

(1) 発見時や相談を受けたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を即時中止させる。
- ・いじめられた生徒や知らせた生徒の安全を確保する。
- ・正確かつ迅速に事実関係を把握する。

(2) 組織的な対応

- ・校内委員会を中心として迅速に対応する。

(3) いじめられた生徒とその保護者への支援

- ・心のケアとさまざまな弾力的措置で、いじめから守り通す対応をとる。
- ・保護者への確実な情報伝達と今後の対応の共有をする。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、市福祉協議会等外部専門家と連携を図る。

(4) いじめた生徒や保護者への指導と助言

- ・再発防止に向けた組織的な指導を行う。
- ・心理的孤立感や疎外感を与えないように教育的な配慮をする。
- ・必要に応じて警察等との連携を行う。
- ・保護者への確実な情報伝達と今後の対応の共有をする。

(5) いじめ事実調査

- ・アンケート調査や聞き取りにより事実を把握する。

(6) 集団への働きかけ

- ・学年集会等を開催し、再発防止に努める。

(7) 継続的指導

- ・個別面談等で現状を把握するとともに必要に応じて支援及び指導を行う。

(8) 保護者の対応

- ・学校の先生などにまず相談して早めの対策を取る。
- ・加害者、被害者どちらの場合であっても、子どもと話し合いをし、子どもと向き合う。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

○「いじめ防止対策推進法（第28条）」による定義は以下のとおり

- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 学校又は学校の設置者（県教育委員会）による調査

○重大事態の発生と調査

- ・「重大事態の定義」に当てはまる事態が発生した場合は、調査を実施する。（重大事態は、事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく、「疑い」が生じた段階で調査を開始しなければならない）
- ・重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。
- ・学校が組織した「いじめ対策委員会」又は教育委員会が設置した「長崎県いじめ等学校問題対策チーム」が調査を行う。調査は「いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情、生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか」などの事実関係を明確にする。
- ・いじめを受けた生徒及び保護者に対する情報を適切に提供する。

7 地域、関連機関との連携

(1) 中学校との連携

- ・中学校訪問を実施し入学前の情報収集を行い、職員間で共有を図る。

(2) 地域との連携

- ・あいさつ運動や学校諸行事による地域と生徒との交流を通して豊かな心を養う。

【主な関係機関と連絡先一覧】

県教育庁児童生徒支援課	095－894－3339
こころの健康相談	095－846－5115
子ども・家庭110番	095－844－1117
24時間子供SOSダイヤル	0120－0－78310
長崎こども・女性・障害者支援センター	095－844－5132
長崎家庭裁判所島原支部	0957－62－3151
長崎地方裁判所島原支部	0957－62－3151
島原簡易裁判所	0957－62－3151
長崎地方法務局諫早支局	0957－22－0475
長崎少年鑑別所	095－846－5600
長崎保護観察所	095－822－5175
雲仙市役所こども支援課家庭児童相談室	0957－36－2500

平成31年 3月 8日 一部改定

令和 6年 4月16日 一部改定